

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2014年10月23日

国家公安委員会 委員長 山谷えり子 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館47号室
電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2008年12月18日、佐藤勉元国家公安委員長に宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」を提出して、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪へのご理解と、両犯罪撲滅に向けての善処をお願いしてまいりました。また、2013年5月13日付にて、それまでに警察庁長官に三度要望書を提出してはいたがなんら対応が為されていないことから、「不作為についての審査請求書」を提出してご回答を頂いているところであります。しかしテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の本質が理解されましたら警察庁が率先して当たらなければならないことは明白であります。よってさらなる説明が必要であることから本年6月26日付にて四度目の要望書を米田壮警察庁長官に提出している次第であります。

繰り返しになりますが、「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」どちらも当NPOの造語で、前者は、電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジーを悪用して特定個人をピンポイントで捉えて精神・身体を攻撃する犯罪を、後者は、不特定多数あるいは特定少数による特定個人に対するつきまといを始めとする様々な嫌がらせを組織的・継続的に行なう犯罪を意味しております。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は北海道から沖縄県まで全都道府県に居住しておりますことから、両犯罪を全国規模で行なえるよう組織化・システ

ム化・ネットワーク化されていることが分かります。しかもそれは40年を超える歴史があり、犯罪主体の意思次第で、全ての国民を、また大衆をもターゲットにできるまでに発展していると考えられます。これは被害者の域を超えて国民的問題になっているということでもあります。しかも、両犯罪によって引き起こすことができる精神疾患患者の増加、自殺者の増加、考えられない凶悪犯罪の増加が、今日の世相と合致していることから、世相を形作るほどの大犯罪であることが分かります。それほどの大犯罪にも拘わらず警察庁による明らかな対応は見られません。一方当NPOはこれまでの調査で自信を持って両犯罪を訴えられるようになっております。今現在も、両犯罪によって自宅にも居られない被害者の状況、日々居ながらにして拷問状態に置かれている状況、仕事ができなくなるまでの攻撃と職場に居られなくなる人的嫌がらせ、家族の無理解による対立と経済的困窮による身の置き場の喪失、確認被害者1417名中18名がお亡くなりになっている現状、これ以上ない凶悪犯罪でありながら犯罪として認めない警察の強硬な態度と被害者に対する悪しき扱い等々、我慢の限界を越えて危機的状況であります。以上の理由から再度本要望書を提出せざるを得ないもので、今回は前要望書の内容をさらに充実させて提出する次第であります。これに対する山谷国家公安委員長の速やかなる対応が被害者を救い国民を救います。全要望事項の速やかなる実行を方々お願い申し上げます。

要望事項

1. 特定個人を追尾する技術の存在と、それがテクノロジー・嫌がらせ両犯罪のキーテクノロジーとしてあることをご理解の上、軍事技術あるいは諜報活動に使われていることから特定秘密保護法による守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

特定個人を追尾するテクノロジーとして一般に知られているものは、アメリカの複数の州で採用されている、性犯罪者に電波発信機をインプラントして絶えず監視するシステムであります。同様の技術として韓国では電子足枷が採用されております。

また元諜報部員のカール・クラーク氏は添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』で、「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても追跡できます。ターゲットの近くに3台のレーダー装置が配置されることもありました。このレーダーから

マイクロ波が発信され、その一部がターゲットを捕捉し、結果が評価されます。特殊部門に所属していた私の同僚は、コンピューターでターゲットを終日追跡することができました。このような形でターゲットの位置を特定することにより、マイクロ波兵器を簡単に正確に配備することができたのです。同僚は標的を正確に把握し、ターゲットがどのように反応するかを観察できました」と述べて、その技術の存在、作業員活動の一環として行なわれていたことを証言しております。

携帯電話が普及した今日では端末から発せられる電波によってその位置を特定できる時代であります。

このように人間がどこに移動しようが絶えず追尾できる技術は多々ありますが、元は軍事技術として開発されたもので間違いないと考えます。各国の指導者を四六時中監視することは国防上重要で、冷戦時代には軍事衛星を使った米ソの監視活動がよく知られているところでもあります。ところがそれが一般市民を対象にしていること、子供も対象としていること、40年以上の長きにわたって行われてきたという現実には相当問題であります。桶川女子大生ストーカー殺人事件以来、ストーカーという言葉が一般的になり、人によるつきまといが社会問題化しておりますが、テクノロジーによるストーカーはそれ以前から行われていたということでもあります。このストーキング・テクノロジーが基礎となって、以下説明致します各種テクノロジー犯罪が可能になり、絶妙のタイミングで行なわれる嫌がらせ犯罪も可能になりますので、この技術は両犯罪のキーテクノロジーとしてあることをご理解頂きますとともに、軍事技術としてあり諜報活動に使われていることから、特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

2. 声・音・映像情報を直接脳に送信する神経学的通信システムのご理解と、それが特定秘密保護法による守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人の脳内で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われております。

このテクノロジーを裏付ける情報として添付致しましたアラン・フレイの『Human auditory system response to modulated electromagnetic energy (変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応)』があります。この論文には後にフレイ効果あるいはマイクロ波聴覚効果として有名になった現

象が記されております。それによると「非常に低い出力密度の電磁波エネルギーを使って、普通の人だけでなく耳の聞こえない人にも音の知覚が誘発された——音の誘発は発信機のスイッチが入れられるや否やアンテナから6～9m離れていても誘発され、音は搬送波と変調によって変化した。——これまでの実験に使われた発信機のほとんどは信号上いかなる情報も乗せられずにパルス変調されたものであった。ラジオ周波数音はパルス幅とパルス反復の割合の条件設定によって、ズー、カチッカチッ、シューあるいは叩く音であると証言された。これらの音は頭の中とか頭のすぐ後ろで聞こえ、体の向きを変えても同じ場所で聞こえた」と証言された」とあります。この論文は半世紀以上前（1962年）に書かれたものですから、それから相当の発展があったことが想像されます。

またアメリカ陸軍情報保安司令部が情報公開法に基づく請求で公にした資料『特定の非殺傷兵器の生体効果』には「マイクロ波による加熱は、人間の観測者によると、頭部の内部または後頭部で発生する耳鳴り、カチカチ音、スースー音、ノック音の感覚として表現される現象である。通常の音のように空気中を伝播する音は発生しない。この技術を最も単純な形態で用いると、注意散漫になる。改良した場合、モールス信号やその他のメッセージ体系、あるいは音声通信により、人質や拘束者と直接対話する場合に用いることも可能になる」と記されております。

上記技術が高度に発展して神経学的通信システムとなっていることを増田米二が以下のように指摘し、それが悪用されることへの危険を警鐘しております。——日本の著名な増田米二教授は、同名の著書（1980年刊）で「情報社会」という言葉を初めて使った。同書内で教授は、現代の通信技術の危険性、また国境を越えて人間の脳をコンピューターにつなぐことが可能になるコンピューターの先端的な利用の危険性について述べている。人々がこのような神経学的な通信システムを学習せずに、その用途への影響力を掌握すれば、新しい種類の専制君主が出現する恐れがあると、同教授は警告している。さらに従来 of 専制国家での人権の抑え込みも、今後被ると見られている不当な扱いに比べると、さほど重要性を帯びなくなるだろうとも述べている。技術は国民の個人的な生活と社会活動を制限し、管理する能力を国家にもたらすというのが、同教授の主張である。「個人の品位を自由に侵害し、人間の独立した社会的、政治的な活動を抑制することが可能になり、オーウェルが著した恐ろしいロボット化された国家が現実のものになる。——増田は30年以上前に神経学的通信システムの行き着く果てを見抜いて警鐘していましたが、当NPOはそれが現実化していることを被害者の立場から訴えているのであります。

以上の資料から音声送信テクノロジーの存在は明らかであります、これが

軍事技術として開発されてきたという主張に異を唱える人はいないと思われ
ます。軍事技術は民生用の40年先を行っていると考えられますので、民生用と
して一般に知れわたるまでのタイムラグが悪用できる期間であります。しかし
特定秘密保護法の成立によってその期間が大きく延ばされようとしております。
そのため山谷委員長には脳への音声・映像送信を可能にする神経学的通信シス
テムが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検
察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手す
るよう警察庁長官に指示して下さい。

3. 科学技術開発の奔流としてある見えない方法で遠隔から人間の身体諸機
能をコントロールするサイバネティクス技術の存在のご理解とそれが特
定秘密保護法による守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検
察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に
着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動
機能、五感・感情・三欲に影響を及ぼすテクノロジーが使われています。

このテクノロジーの存在を証明するものとして、動物レベルの実験ではあり
ますが、デルガド著『Physical Control of the Mind』があります。同書でデル
ガドは猫やチンパンジーの脳に電極を装着して、そこに無線送信で信号を送り、
その信号を電極で受け電気信号に変えて脳の特定部位を刺激することによる効
果を説明しております。その方法で、猫の筋肉のコントロール・怒りの誘発、
チンパンジーの瞳孔の開閉・食欲・睡眠欲コントロール、二足歩行など行動形
態のコントロール、母性本能のコントロール等を紹介しております。このよう
な実験結果として、デルガドは、「動物が機械仕掛けのおもちゃのように見えた」
とまでその効果に自信をもったのであります。はたしてこの実験は人間には当
たらないと言えるでしょうか。同著でデルガドはスティモシーバーという装置
によるてんかん患者と行動障害の患者の治療も紹介しておりますことから、人
間への適用も可能であるということでもあります。

動物実験を主にしたデルガドの著書が1969年の出版と45年前に書かれ
ておりますが、人間への悪用も40年以上の歴史があると考えられ、それはデ
ルガド以前に人体実験を行なっていなければ完成されない技術であります。そ
してそれがサイバー（サイバネティクス）技術と呼ばれるものであることが分
かってまいりました。サイバー（サイバネティクス）という言葉は、人間の脳
を電子回路と見立てて外部のコンピューターと無線でつないでコントロールす
るために必要とされる全ての技術を総称する言葉として1947年アメリカの

プリンストンで学者達によって造られたものであります。その後これが情報収集技術として軍事面で重要視されるようになり開発が進められました。これにより各国の指導者の思考が読め、思うように動かせるのですから、これ以上の情報収集技術はありません。それほど重要ですから守秘義務の筆頭に位置付けられて研究開発が続けられてきたものと考えられます。その完成度合いを我々被害者が証言しているようなものであります。そのような技術が日本国民に使われているということは侵略行為の魔の手が40年以上前から国民に及んでいたということであり、軍事技術でありますから国家の最高の頭脳が投入されて開発されているはずで、科学技術開発の奔流とされるべきものであります。当然日本も行なっていて不思議はありません。このサイバー技術で、人間の生理機能、運動機能、五感、感情、三欲操作が可能であります、それが前記追尾テクノロジーと一体となって、被害者がどこに移動しようが離さずに攻撃し続けることができるのであります。

このように人間の諸機能が悪意ある外部の意思で操作されてしまう事実は一刻も早く公にされ糾されるべきであります。被害者の中には、被害と受け止められずに、生来のものと思い、苦しみぬいている方も多々いらっしゃる判断致します。それが自殺要因にもなっていることも考えられますので、サイバネティクス技術の存在のご理解とそれが特定秘密保護法による守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

4. 見えない方法で遠隔から人間の思惟活動に影響を及ぼすサイバネティクス技術のご理解とそれが特定秘密保護法による守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の思惟活動に影響を及ぼすテクノロジーが使われております。これは今日の技術が人間の最大特徴である脳活動に介入するようになったということで、究極のプライバシーの侵害であり、人権侵害であります。これも前記サイバネティクス技術の為せる業であります。これに付いては欧米でよく言われるマインドコントロール（洗脳）技術という見方もできます。被害内容としては、考えていることが読まれている（思考盗聴）、作られた思考やアイデアが脳内に送られてくる、猜疑心を掻き立てるように脳活動が活発化される、思考できなくされる、寝ているとき脳に介入されて利用される、考えを読んで嫌がらせ犯罪に利用されている、意識を失くされて動かされる等であります。一方考えを読んでいることを分か

らせるように仕向けてくることがあります。思考は人間の究極のプライバシーですからそれが読まれているということはたまたま嫌なものであります。このような技術が存在して無辜の一般市民に悪用されているという事実は本当に恐ろしいことであります。この技術は感知できないように利用できますことも恐ろしいことであります。知らないうちに何者かに動かされていたということがあり得ることになるのです。私の経験から脳への介入は40年を超える歴史があると考えますので、それほど長きにわたってこれが使われていたということは犯罪主体が歴史を演出している可能性があります。この事実も絶対に知っておくべきことであります。

この技術の存在を裏付けるものとして、1998年1月、フランス国家生命倫理委員会の見解があります。——同委員会でパストゥール協会の精神科学者 Jean-Pierre Changeux 博士は「人間の脳の働きを理解することは将来の最も野心的で豊かな教養の一つになるようである」とした上で、「神経科学は脳内の映像技術の進展によって計り知れないプライバシーの侵害を作る」とその潜在的危険を提起し、「その装置は今でこそ高度な技術を要するけれども、それがやがて一般的になり、身近で使用されるようになることを予見して、それは個人の自由の侵害、行動のコントロール、洗脳という虐待に道を開くものである」——と述べたのであります。当NPOの訴えはその危惧が現実のものとなっていることを証明するものであります。またフランス原子力委員会の Denis LeBihan 博士は「映像技術の使用は人々の思考を読むことができるまでに至っている」と述べております。そして「同委員会はその危険を深刻に捉えて、その問題を研究し、可能な注意を喚起する」と発表しております。テクノロジーのレベルは今そこにあり、それが実際悪用されていることを当NPOは訴えておりますことをご理解頂きまして、その技術が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、その悪用対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

5. **見えない方法で遠隔から特定部位をピンポイント攻撃できる電磁波武器の存在のご理解とそれが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。**

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われております。具体的には、針で刺された痛み、電気が体を突き抜ける痛み、各臓器をピンポイントで撃たれる痛み、陰部攻撃、レーザーのようなもので狙い撃ちされる痛みと、攻撃方法は様々で

あります。さらには大小の空気の弾が当たることによる衝撃痛の報告もあります。

これら痛み攻撃が可能であることを証明する資料として先のアラン・フレイの論文があります。それには「条件設定の異なる発信機では、頭を強く打たれる感覚が、——条件設定を変化させるとピンや針で刺された感覚が生じた」とあり、見えない電磁的媒体を用いたテクノロジー犯罪としてあることに確信をもたせる内容であります。

また、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏は添付致しました『マイクロウェーブ技術の危険性』で「我々には8300の文書があります。私はその内の2300の知識を持っています。——技術的にできることは、——脳以外の体の他の部分も攻撃できます。心臓を攻撃して心臓発作を引き起こせますし、肺を攻撃して出血させることができます。またホルモンシステムを制御している体の重要な腺のいくつかを攻撃できます」と述べております。

このように見えないマイクロ波を用い遠隔から特定部位をピンポイント攻撃できる電磁波武器の存在のご理解とそれが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、その悪用対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

6. 病気でないにもかかわらず病気と同じ症状を誘発する電磁的武器の存在及びそれによって誘発した症状を疾病として権威づけている医学会の誤った対応のご理解とその武器が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

テクノロジー犯罪による生理操作のなに異常な尿意・便意・ガスの発生があります。要望事項1で説明した追尾テクノロジーと一体となって、四六時中の微弱な便意感・ガス充満状態、失禁操作が可能になります。またこの技術による、嘔吐・咳・下痢・発熱等風邪症状、極度の二日酔いや乗り物酔い、食当たり、やけど症状などの疑似疾病の演出が可能です。疑似疾病の典型的な例が、声・音・映像送信を幻聴・幻覚と捉えることによる統合失調症の誘発であります。本当の原因はテクノロジーの悪用にあるのですから、問題をなんら解決しないどころか、被害者をさらに追い込む結果になっております。

これに付いても前出バリー・トゥロワー氏は「我々には8300の文書があります。私はその内の2300の知識を持っています。政府はマイクロ波をモールス信号のようにパルス周波数を変化させることによって脳にはいりこみ、

また脳とつなぐことによって誘発できるものを発見しました。パルス周波数を特別化して精神科医が生来の精神的病なのか誘発された精神病なのか分からないレベルに精神病を誘発できます。論理的にできることは個人の脳をターゲットにできることです。マイクロ波では非常に常識的なことですが、聞くことができる音声幻覚に陥らすことができます。あるいは精神分裂病の兆候を示すこともできます」と述べて、それが技術的に可能であることを証言してくれております。

この疑似疾病を誘発する電磁的武器の存在とそれによって誘発した症状を疾病として権威づけている医学会の誤った対応のご理解と、その武器が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、その悪用対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

7. 空間に放出された異物を標的に命中させるテクノロジーの存在のご理解とそれが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、空間に放出された異物を標的に命中させるテクノロジーが使われております。卑近な例で申し訳ありませんが、1995年9月5日東名高速道路走行中にこの攻撃を経験しております。3車線の中央車線を走っていると、前方左車線を走行していた4トンほどのトラックの荷台の下から直径5センチほど長さ20センチほどの異物が落されました。円柱状の異物ですからボールのように規則性をもって弾むことはないはずですが、1回2回と規則的に弾み、3回目だったと思いますが私の車のボンネットに当たり顔面直撃と思われた瞬間に上に飛んで行った経験であります。これには異物を落とす仕掛け人とそれを操作する人間、操作するには人工衛星とスーパーコンピューターの力を借りなければできない仕事と思われることから、犯罪主体は相当絞られると思われれます。これによって自動車事故を演出することができます。2000年にコンコルド機離陸失敗による墜落事故が発生した時にも、異物が当たったというニュースを聞いて、これもそれによるものと判断して、当時の森総理大臣に注意を喚起した次第であります。テクノロジー犯罪主体はこのように現実離れした方法で事故を演出している可能性がありますので、空間に放たれた異物をコントロールして標的に命中させるテクノロジーの存在のご理解とそれが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、その悪用

対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

8. バーチャル・リアリティ（仮想現実感）技術を悪用した犯罪被害、ホログラフィー技術を悪用した犯罪被害のご理解とその技術が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、その悪用対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

バーチャル・リアリティー技術を悪用したと思われる被害も発生しております。それは実際にそのような拷問を受けているわけではないのですが、頬を針金で貫かれたような感覚挿入や神経を編まれているような感覚挿入を経験した被害者がいます。これは実際にその拷問を受けた人の脳波を記録してそれを被害者に送信することによる仮想拷問感と考えられます。

また当NPOが任意団体として発足した当初からヘリコプターによるつきまといを多くの方が訴えていました。余りにも頻繁で不自然であることから音声送信被害も加わっての嫌がらせ犯罪と捉えておりました。最近になって、操縦士の顔まではっきり見え、その男が笑っている表情も分かるほど接近してホバーリングしていたが、当然あるはずの風圧がなかったという証言を得ることができました。それほど接近して風圧がないということは考えられないことでもあります。このことから壮大なホログラフィー攻撃ができることを確信した次第であります。

このような技術の存在のご理解とそれが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、その悪用対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

9. 電磁パルスによるポケモン事件のご理解とその攻撃が特定秘密保護法による守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁等関係各機関に働きかけて頂きますとともに、即刻その悪用対策に着手するよう警察庁長官に指示して下さい。また電磁波の非熱効果を認めるよう総務省に働きかけて下さい。

要望事項2で紹介しました米国陸軍情報保安局が公開した『特定の非殺傷兵器の生体効果』には「電磁パルスの概念は、非常に高速の（ナノ秒単位）高圧（約100 kVm以上）の電磁パルスが、アルファ脳波周波数（約15 Hz）で反復するというものである。これに似た周波数のパルス光は、感受性の高い人々（一定レベルの光過敏性てんかん患者）を刺激し、発作を起こさせることが知

られており、実際に電界で神経シナプスを直接起動させられる方法を使うと、ほぼ100%の人々が発作を起こしやすくなると考えられる。光誘発性の発作現象は、1997年12月16日の日本のテレビ番組で実証された。人気の高いアニメを見ていた数100人が軽率にも光による発作誘発として治療されたのである。光誘発発作は、最初に目が脳の視神経に関連する部分を起動する衝撃を受け止め、伝達しなければならぬため、二次的な現象である。その段階から、興奮性は脳の別の部分に広がる。電磁的な概念によれば、励起は直接脳で起こり、すべての領域が同時に励起する。筋肉制御の同期と停止は、ほんの一瞬で発症すると予測されている。回復時間は、てんかん発作で観察された時間と同じか、短くなると予測されている」とあり、15Hzが光過敏性発作を引き起こす周波数と記されております。電磁波にはこのような非熱効果があるのですから、それが故意に悪用されて、ポケモン事件以上に多くの人々が光過敏性発作に見舞われる恐れがあります。そのようなことにならないよう法整備を含めて万全な対策が為される必要があります。このような電磁パルスの悪用が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう防衛省・警察庁・検察庁に働き掛けて頂きますとともに、その悪用対策に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。また電波行政を主管する総務省に電磁波の非熱効果を認めるよう働きかけて下さい。

10. 嫌がらせ犯罪の実態のご理解とそれは国家レベルの犯罪組織でなければできないとの認識から日本の国家組織の中に他国政府の指示で工作活動をする組織が存在していないか調査するとともに、その全国的組織網を壊滅するよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、警察庁長官には即刻それに当たるよう指示して下さい。

これまでの調査から嫌がらせ犯罪に11の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります(⑥システム性)。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており(⑦ネットワーク性)、全国的に犯罪組織が存在していなければできない犯罪であります(⑧組織性)。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪

は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており（⑪非常識性）、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは加害者にとっては困ることであり、一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど全く判断ができなくなってパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思とその描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。おおよそ犯罪において犯罪主体の意思とそれが描く構図が理解できたということは犯罪捜査において大いなる前進であります。またこれまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると思います。これに加わるテクノロジー犯罪も一般の理解を超える非常識性に貫かれていることから犯罪主体の同一性を窺わせるものであります。このような犯罪は国家レベルの犯罪組織でなければ不可能であります。正に日本の国家組織の中に他国政府の指示で工作活動を行なう組織が出来上がっているかの様相を呈しております。この組織と全国に展開する組織網を壊滅するよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、警察庁長官には即刻それに当たるよう指示して下さい。

11. 無辜の国民に手が出せる悪魔的意思をもつテクノロジー・嫌がらせ犯罪主体の実態のご理解と、工作人員活動としてそれがあるとの認識から、工作人員対策法を制定するよう警察庁長官に指示して下さい。また同法の制定を国会議員に働きかけて下さい。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体をご理解頂くために、これも卑近な例で申し訳ありませんが、私の親知らずにインプラントされていた事実をご認識頂きたいと思っております。本人の知らないうちに、親知らずに金属を装着するというのは大変な作業であります。しかしそれが行なわれていたことから、医学的技術を持って、人の体を自由自在にいじくりまわすことができる集団が存在するということでもあります。しかもほとんどの被害者はなぜ自分がターゲットになったのか分からないと証言しております。全く無辜の子供や女性にも手が出せ

るというのは相当恐ろしい意思でこれを看過することはできません。このような意思を理解するには工作員活動としてそれがあると認識することが一つあります。日本はスパイ天国と言われてきましたが工作員天国と言い換えられるべきであります。元諜報部員カール・クラーク氏が証言しているような工作活動が全国で行なわれている可能性があります。北朝鮮による拉致被害者の問題がありますので同国の活動は徹底して調査されていなければなりません、北朝鮮に止まらず、日本は敗戦国でありその後の冷戦時代が長かったのですから各国の工作員が入り乱れて行なっていておかしくありません。それに対処するためには工作員対策法の制定が必要であります。一刻も早く工作員対策法を制定するよう警察庁長官に指示して下さい。また同法の制定を国会議員に働きかけて下さい。

12. 無辜の国民に手が出せる悪魔的意思の発露としてもう一つ国家意思の国民意思との乖離があります。また各国でこの技術を握った一部が国際的グルを形成して世界支配へと発展する心配もありますのでその面からの捜査も必要となっております。特定秘密保護法がこの国際的グル組織を守ることにならないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、警察庁長官に即刻その観点から捜査するよう指示して下さい。

無辜の国民に手が出せる悪魔的意思の発露として国家意思の国民の意思との乖離も考慮されるべきであります。国家は国を守るために他国が行なっている軍事技術開発を見過ごすわけにはまいりません。日本も同じ歩みをせざるを得ないもので、それがサイバー技術開発であるならば人体実験をして開発しなければなりません。その犠牲者として被害者があることも考えられます。また各国がグルとなってそれを行なっていることも考えられます。バリー・トゥロワ一氏の以下の証言からそれが窺えるところであります。氏は「マイクロ波がそれほど完全な武器と知られ、軍にとっては大変危険であることが知られた1950年代、60年代、70年代に遡り、アメリカ国防情報局は西側政府に秘密にするよう促したのです。そして西側諸国はそれに従いました。そしてこれが今でも使われている理由なのです。我々は政府が資金を拠出して国民の意思に反して実験を行なったことを示す文書を持っています。意思に反してだけでなく、告げることもなしに。我々は1976年に遡って全ての関連情報を所有しています。全てが1976年までに知られていたのです。我々はそれ以上の証明も、調査も、なにも必要なくなっていたのです」と暴露しているのであります。増田米二が警鐘しているように、神経学的通信システムをこれ以上開発し

ても国家と国民の乖離が激しくなるだけであります。よって目を覚まさせるためにも国家意思が働いているとの観点からの捜査も必要であります。また各国でこの技術を握った一部が国際的グルを形成して世界支配へと発展する心配もありますのでその面からの捜査も必要となっております。特定秘密保護法がこのグル組織を守ることにならないよう防衛省・警察庁・検察庁に働きかけて頂きますとともに、警察庁長官に即刻その観点から捜査するよう指示して下さい。

13. 当NPO確認被害者1417名中18名が既にお亡くなりになっておりその約半数が自殺であること、多くの被害者が精神科医の治療を経験していることから、自殺者対策・精神疾患患者対策のためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅に努めるよう警察庁長官に指示して下さい。

当NPO確認被害者1417名中すでに18名がお亡くなりになり、うち約半数が自殺されております。警察庁が発表した「平成25年中における自殺者状況・付録資料」をみますと、自殺要因のトップはうつ病で、全体の2割を越え、5832人となっております。統合失調症要因の自殺者は1265人、その他の精神疾患1321人ですから、合わせると8418人が精神疾患要因で自殺されたこととなります。前出バリー・トゥロー氏証言にありましたようにマイクロ波で精神疾患を誘発できるのですから、そのなかにはテクノロジー犯罪が原因でやむなく自殺された方が少なからず含まれていると考えます。精神疾患患者数は厚生労働省発表で平成23年度320万人を超えております。この15年で100万人増える上昇ぶりであります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を経験した多くの被害者が精神的不安を掻き立てられたと証言しておりますことから320万人の精神疾患患者の中には両犯罪を知らずに病気と思いついでいる方が多々いらっしゃると思います。自殺者・精神疾患患者数の増加は現代の社会問題となっておりますので両問題を解決するためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策が必要となっているのです。そのことをご理解頂いて、自殺者対策・精神疾患患者対策のためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅に努めるよう警察庁長官に指示して下さい。

14. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が起因する信じ難い凶悪犯罪の発生を抑えるためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の捜査に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

欧米ではテクノロジー犯罪にマインド・コントロール（洗脳）という言葉がよく使われます。遠隔から特定個人を操るもので非常識極まりない犯罪であり

ます。人間の思考への介入および音声送信あるいはイメージの送信でそれができると思います。この犯罪に気付いていなければ犯罪主体の思いのままに動かされてしまうことは被害経験から断言できることでもあります。それが犯罪に発展してしまった悪い例として、2013年9月16日、アメリカはワシントンD. C. の海軍工廠で発生した発砲事件があります。容疑者のアロン・アレクシスは犯行前に音声送信被害や振動による睡眠妨害を訴えていたことが報道されています。アレクシスはその現象を我々と同じ被害者団体であるFFCHSの代表ロビンソン氏に相談していました。そのため犯行後に氏からマスコミ各社に資料が送られ、ワシントンタイムズ紙が報道しました。このような事件は日本でも発生しております。2008年3月19日横須賀市でタクシー運転手殺害事件が発生しました。容疑者の若いアメリカ兵は音声送信被害を裁判で証言していますのでテクノロジー犯罪被害が起因する事件と考えられます。2013年3月19日には地下鉄東陽町駅付近で傷害事件が発生しました。この容疑者も「お腹からの中から超音波で人を刺してみろよ」という声が聞こえたと主張していることからテクノロジー犯罪被害者による犯行と考えられます。2011年2月7日には習志野市で母親殺害事件が発生しました。この容疑者は犯行の2年ほど前に当NPOにアンケートを提出していたことからテクノロジー犯罪被害者であることに間違いありません。このような事件はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を放置すると増加する一方と考えます。本当の主犯はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体であります。そのため新しい意味での冤罪は発生しているのです。このような信じ難い凶悪犯罪をなくすためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の捜査に即刻着手するよう警察庁長官に指示して下さい。

15. 国家公安委員会による全警察官を対象とした職務に関するアンケート調査を実施するとともにテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に関するアンケート調査を即刻実施するよう警察庁長官に指示して下さい。

本要望書提出に際して警察庁に受理をお願いしましたところ、国家公安委員会への要望書は郵送でお願いしているということでした。国家公安委員会は内閣総理大臣の所管で、内閣府の外局として置かれ、警察庁に具申できる立場なものですから、警察庁の窓口とは別に独自の窓口が設けられるべきであります。

それには以下の理由もあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が一番頼りにしているのが警察であります。ところが助けを求めに警察に行っても、門前払いを食わされた、話を聞いてもらえなかった、話を聞いてもなにも書き取ってもらえなかった、一笑された、精神病扱いされたという報告がほとんどであります。なかには来ることを見透かしていたかのように不審な対応をされ

たという報告もあります。このことから警察に不信感を抱いている被害者はたくさんおります。当NPOとして活動する場合もこれは同じであります。特に警視庁の対応は悪く、相談しようとしてもアポイントが取れず、仕方なく出向くと、入口の警備のところから入れてもらえず、やむなく110番通報して入れてもらったことがあるほどであります。16年前の会発足当初はアポイントがなくても相談できましたので悪化の一途であります。これには理由があるはずであります。私どもの行動を監視して警備担当に指示している部署があるように思えてなりません。そのことから警視庁内にスタッフが紛れ込んでいることも考慮されるべきであります。警察組織は上意下達傾向が顕著な組織ですから下の者はおかしな指示でも従わざるを得ない立場にあります。しかし著しく不審な指示をそのままにしておくことは組織を腐らせる原因になります。そこで警察組織の健全化を図るためにも、全警察官を対象として、不審な指示を経験していないか、ある場合どのような指示であったかを問うアンケート調査を実施して頂きますようお願い申し上げます。これによって、警察が健全化されればされるほど、被害者にいい意味で影響してくることになります。さらに警察庁長官宛てた2014年6月26日付要望書で、「テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な全警察官を対象としたアンケート調査を実施して下さい。それには要望事項1を確実に実施してよく理解した上で実施して下さい。アンケートでは、①両犯罪被害を経験していないか、②経験している場合どのような被害で加害者をどのように考えているか、③加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合は誰からどのような行為を強いられたのか、④被害者が警察署に相談に来る前にその知らせが何者かによってもたらされていないか、もたらされている場合その情報提供者は何者か、⑤前記情報が知らせだけでなく、被害者に対しておかしな対応をするようにとの指示はなかったか、ありの場合その対応とは、⑥被害者の相談内容を漏らすよう要求がなかったか、ありの場合その要求者は何者か、等を問うアンケート調査であります。その結果と当NPOのアンケート集計結果とを比較すれば当NPOの訴えを別の面から裏付けることになります。また全警察官の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい」と記しました。それを即刻実施するよう警察庁長官に指示して下さい。

16. 嫌がらせ犯罪の実行部隊を動かす国家の中枢にあつておかしくない組織とそれが構築した全国的組織網を警察庁挙げて捜査するよう警察庁長官に指示して下さい。

嫌がらせ犯罪の組織網は全国に張り巡らされていることは被害者がどこに移

動しても嫌がらせが行われることから明らかであります。嫌がらせ実行部隊は被害者の居住場所付近から、スーパー、コンビニ、ホームセンター、銀行、郵便局、通勤途上、職場、病院、役所、学校等々、生活圏全てに潜伏しております。それが被害者に対して特別な意思を持って動いてくるのですから大変なものであります。一般には多少おかしいことが起こっても自分に問題があったのではとまず反省します。まさか組織的に行われている嫌がらせとは思わないのが普通であります。ですから一般人と嫌がらせ犯罪実行部隊の意識には天地の違いがあることが分かります。それにしてもこれだけ組織したのですから相当の人間がターゲットにされているとしか思えません。それではどのような人がターゲットにされ、その人をどのように見分けて嫌がらせを働くのでしょうか。前者については未だ不明であります。後者についてはテクノロジー犯罪が伴って出来ることと考えます。被害者を追尾して、それと応対する嫌がらせ実行部隊に音声送信技術を使って指示するというのが考えられるところであります。人と人が相対したその瞬間に両者に影響を与えてくるのがテクノロジー犯罪ですからその程度のことは容易にできると考えます。それにしても事前にどのような嫌がらせを行なうか教育しておく必要があります。畜生を働く教育ですから一度見てみたいものでありますがそれがなければできないことであります。これを喜んでできるのはよほど低レベルの人間であります。が、職員なら背後に国家がありますので出来ると思えます。背後に暴力的組織があつて仕方なくやらざるを得ない場合もあると思えます。この点から暴力団との関係を疑わざるを得なくなります。しかし暴力団がこれほど細かいことを上手にプログラムするのでしょうか。また外国にも同じ被害者が多数存在することを考えても国際的に使われているマニュアルがあると考えます。そのマニュアルを作った組織が本当の犯罪主体であります。その組織と共同している組織が日本にあるはずであります。40年を超える歴史を考えても、敗戦国であることから、国家の中枢にあつておかしくありません。その組織が全国的組織網を構築したのです。その組織と全国的組織網を警察庁上げて捜査するよう警察庁長官に指示して下さい。

17. 当NPO定例会に警察庁から、各地被害者による集いには県警から担当者を派遣して被害状況を確認するよう警察庁長官に指示して下さい。

当NPOは月一回東京で定例会を開催しております。また札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡・沖縄で被害者による集いを開催しております。定例会及び被害者による集いは被害者同士の交流の場となっております。特殊な被害のために誰に相談しても理解してもらえない被害でありますことから、聞いてもらえ

る人に巡り合うだけでも大変な救いとなります。そして自らの被害を語り他の被害者の状況を聞くことで精神的に強くなることができます。そのような意味で定例会及び各地集いは大事な場となっております。その席に警察庁の担当者・県警の担当者を派遣して被害状況を確認するよう警察庁長官に指示して下さい。

添付書類

- | | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1. | 確認被害者1, 417名居住県表 | 1枚 |
| 2. | アンケート集計結果 表部分 | 1部 |
| 3. | 2008年12月18日提出国家公安委員長宛て要望書コピー | 1部 |
| 4. | 2013年5月13日提出「不作為に付いての審査請求書」 | 1部 |
| 5. | 2014年6月26日提出警察庁長官宛て要望書 | 1部 |
| 6. | 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 | 1部 |
| 7. | 『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』 | 1部 |
| 8. | 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 | 1部 |
| 9. | 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 | 1部 |
| 10. | 『神経科学の進展と人権への脅威』 | 1枚 |
| 11. | 『マイクロウェーブ技術の危険性』 | 1部 |
| 12. | チラシ | 1枚 |

当NPOホームページも参考して下さい。

URL <http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/>

以上